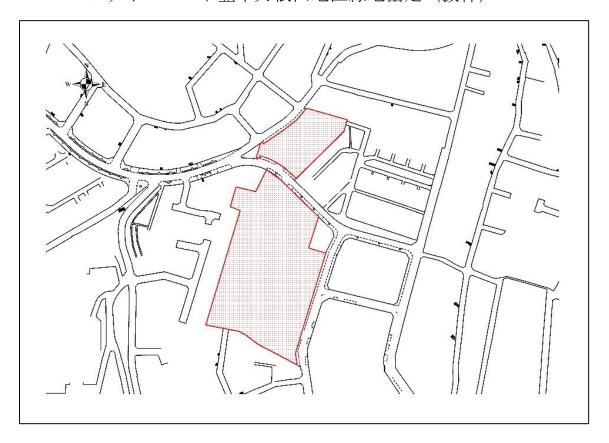
ファインコート豊中刀根山地区緑地協定(抜粋)



(目 的)

第1条 この協定は、ファインコート豊中刀根山地区が四季を通じて緑に囲まれ、潤いのある快適な地域とするため、協定の区域内における緑地の適正な保全と緑化の推進を図り、協定に関わる人々が自らその保護育成に努めるために必要な事項を定めることを目的とする。

(緑化に関する事項)

- 第 6 条 土地所有者等は次の各号により、第 1 条の目的を達成するため、地区内の緑化を 行うものとする。
 - 一 各戸の敷地面積に対し10%以上緑化すること。(緑化には、芝・地被類を含む。)
 - 二 開発道路に面する敷地内は、可能な限り緑化に努めること。 ただし、出入口、車庫等に用いる部分は、この限りでない。
 - 三 道路に面した垣、柵は、生垣または透視可能な柵を併用した生垣とすること。 ただし、出入口、車庫等に用いる場合は、この限りでない。

(植栽樹木の維持および管理)

第7条 土地所有者等は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう、植栽した樹木を良好 に維持・管理するよう努めなければならない。

